

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（第5回）

従業員及び雇員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を整備することによって、その能力を十分に発揮できるようにする為、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 2020年4月1日から2023年3月31日

2. 内計画容

【目標1】

妊娠中や出産後の女性社員の健康管理について、労働者に対する情報提供や研修を実施し、理解を浸透させる。

<対策>

- ・2020年 4月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- ・2021年 4月～ 新しい情報提供の運用開始（ポータル更新・パンフレット配布）
- ・2021年 4月～ 研修やセミナーの開催

【目標2】

産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- ・2020年 4月～ 育児休業経験者へのアンケート調査、検討開始
- ・2021年 4月～ 新しい情報提供の運用開始（ポータル更新・パンフレット配布）

【目標3】

計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

女性従業員・・・取得率を90%以上にする

男性従業員・・・取得率を7%以上にする

<対策>

- ・2020年 10月～ 新しい情報提供の運用開始（ポータルサイト更新）
- ・2021年 4月～ 研修やセミナーの開催

【目標4】

仕事と介護の両立等について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制を整備する。

<対策>

- ・2020年 4月～ 情報提供および相談体制についての検討開始
- ・2021年 4月～ 新しい情報提供の運用開始（ポータル更新・パンフレット配布）
- ・2021年 10月～ 相談体制の運用開始（外部相談窓口開設）

【目標5】

子どもが保護者の職場を見学することができる「子ども参観日」および地域の子どもの見学会を継続的に実施する。

<対策>

- ・2020年 6月～ 子ども参観日の企画開始
- ・2020年 8月～ 参加者の募集・子ども参観日の実施
- ・2021年 4月～ 地域の子どもの見学会の企画・検討開始
- ・2022年 4月～ 地域の子どもの見学会の募集・実施

【目標6】

年次有給休暇の取得日数を、付与日数に対して一人当たり平均年間50%以上取得とする。

<対策>

- ・各年 4月 有給休暇取得状況を取りまとめる
- ・各年 5月 社内ポータルサイトを活用し、有給休暇の促進を図る